

# 給与改定の概要について

平成十年十月九日に行われた県人事委員会勧告に基づき、給与改定のための関係条例等が改正されました。

今回は、その概要についてお知らせします。

## I 給料関係

○ 給料表の改定

各給料表に定める給料月額が、人事委員会勧告どおり改められました。

(平成十年四月一日適用)

## II 諸手当関係

### 1 扶養手当

手当額の一部が、次のとおり改められました。

区分	改定後	改定前
十六歳以上の子の加算額	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円

### 2 住居手当

○ 単身赴任自宅等職員の手当が新設されました。

(平成十年四月一日適用)

支給対象職員	手当額
単身赴任手当を受給している職員で、配偶者が当該職員の所有する自宅に居住している場合	一、七〇〇円

(平成十一年四月一日適用)

### 3 調整手当

調整手当の異動保障措置が廃止されました。

(平成十一年四月一日適用)

### 4 単身赴任手当

手当額が次のとおり改められました。

配偶者等の住居からの距離	改定後	改定前
一〇〇km未満	一三、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
一〇〇km以上 一五〇km未満	二九、〇〇〇円	
一五〇km以上 二〇〇km未満	三〇、五〇〇円	
二〇〇km以上 二五〇km未満	三三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
二五〇km以上 三〇〇km未満	三三、五〇〇円	
三〇〇km以上 五〇〇km未満	三五、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
五〇〇km以上 七〇〇km未満	四一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
七〇〇km以上 九〇〇km未満	四七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
九〇〇km以上 一、〇〇〇km未満	五三、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円
一、〇〇〇km以上 一、三〇〇km未満	五八、〇〇〇円	四三、〇〇〇円
一、三〇〇km以上 一、五〇〇km未満	六三、〇〇〇円	四六、〇〇〇円
一、五〇〇km以上	六八、〇〇〇円	四九、〇〇〇円

### 5 特殊勤務手当

(1) 教員特殊業務手当の手当額の一部が、次のとおり改められました。

(平成十年四月一日適用)

区分	改定後	改定前
一号業務 非常災害時の児童・生徒の保護又は緊急の防災・復旧の業務	三、二〇〇円	二、一〇〇円

(平成十年四月一日適用)

(2) 次の業務について、新たに教員特殊勤務手当の支給対象とされました。

支給対象職員 教育職員で職務の級が一級又は二級の者

支給対象業務 入学試験(推薦入試・再募集を含む。)における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で、週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの

支給要件 ○ 週休日等  
終日に及ぶ程度(日中8時間程度)  
○ 週休日等以外の土曜日  
正規の勤務時間以外の時間のうち、午後〇時三〇分から午後八時まで(同程度を含む)

手当額
九〇〇円/日

※ これまで報償費として措置してきた「学力検査員手当」は、平成十一年三月三十一日で廃止されます。

(平成十一年四月一日適用)

(3) 舎監業務職員の手当額が、次のとおり改められました。

舎監業務職員の手当		区分	改定後	改定前
指定学校実習を伴う舎監業務	土曜日の午後の業務		七、〇〇〇円	六、八〇〇円
	その他の業務		三、五〇〇円	三、四〇〇円
土曜日の午後の業務	土曜日の午後の業務		二、六五〇円	二、六〇〇円
	一月当たりの支給限度額		七九、五〇〇円	七八、〇〇〇円

(平成十一年一月一日適用)

### 6 宿日直手当

勤務1回当たりの手当額が、次のとおり改められました。

区分	改定後	改定前
宿直・日直勤務	五、三〇〇円	五、二〇〇円
五時間未満の勤務	二、六五〇円	二、六〇〇円

(平成十一年一月一日適用)